

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十一号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中
「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会の委員」を「県内文化団体つな補助金審査委員会」

「文化芸術振興奨学生選考委員会の委員」を「なら歴史芸術者等選定委員」

「高山第1工区立地基準等審査会の委員」を「高山第1拠点整備事業審査委員会の委員」

「農政推進会議の委員」を「食と農の魅力創造国際大学実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会の委員」

「農の振興会議の委員」を「食と農の魅力創造国際大学実践オーベルジュ棟指定管理者選」

査会の委員
食と農の魅力創造国際大学校
セミナーハウス指定管理者選
査会の委員

に、

農業共済保険審査会の委員
みつばち転飼調整委員会の委員

を

農業共済保険審査会の委員

に、

平城宮跡歴史公園歴史体験学習館
の整備に関する検討委員会の委員

を

平城宮跡歴史公園歴史体験学習館
の整備に関する検討委員会の委員
平城宮跡歴史公園南側地区の整備
に関する検討委員会の委員

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。